

尼崎市犯罪被害者等支援条例

(この条例の目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）の基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等に対する支援について、その基本理念を定め、市、市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (4) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重症病（療養に1月以上の期間を要する傷害又は疾病をいう。以下同じ。）をいい、犯罪行為による心身の故障であってその後の死亡又は重症病の原因となり得るものを含む。
- (5) 市民等 市民並びに本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、都道府県その他の地方公共団体及び犯罪被害者等に対する支援を行う民間の団体その他のものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等に対する支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、途切れることなく、犯罪被害者等の被害の状況及び原因、犯罪等による被害が日常生活に及ぼした影響その他の事情に応

じて適切に行われるとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することなく、かつ、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等に対する支援に関する施策を策定し、及び実施するものとし、その実施に当たっては、関係機関等と連携するとともに、当該施策を円滑に実施することができる体制を整備するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害すること及び犯罪被害者等に二次的被害（犯罪等による被害（当該犯罪等により直接生じた損害に限る。）を受けたことに関し、風評を流され、中傷を受け、報道機関から不当な取材を受けること等により被る精神的な苦痛、心身の故障、経済的な損失その他の損害で、犯罪等により間接的に生じたものをいう。）を与えることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等に対する支援に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題に係る相談に応じるための部局を設置し、相談の内容に応じて必要な情報の提供及び助言を行うとともに、相談に係る問題に対し適切に対処するために関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市長は、犯罪被害者等（犯罪被害を受けた者及びその遺族で、当該犯罪被害に係る犯罪行為が行われた時において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により市の住民基本台帳に記録されていたものに限る。以下「特定犯罪被害者等」という。）に対し、この条例の定めるところにより、規則で定める額の遺族見舞金又は重症病見舞金（以下「見舞金」という。）を一時金として支給するものとする。

(見舞金の支給を受けることができる者)

第8条 見舞金の支給を受けることができる者は、次に掲げる見舞金の区分に応じ、当該号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 特定犯罪死亡者(特定犯罪被害者等のうち犯罪行為により死亡したものをいう。以下同じ。)の第1順位遺族(次条第3項の規定により第1順位とされた遺族をいう。)

(2) 重症病見舞金 特定犯罪被害者等のうち犯罪行為により重症病が生じたもの

(遺族の範囲等)

第9条 第7条の規定による遺族見舞金の支給(以下「遺族見舞金の支給」という。)を受けることができる遺族は、特定犯罪被害者等のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 特定犯罪死亡者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 特定犯罪死亡者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、特定犯罪死亡者の死亡の当時主として当該特定犯罪死亡者の収入によって生計を維持していたもの

(3) 特定犯罪死亡者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しないもの

2 特定犯罪死亡者の子で当該特定犯罪死亡者の死亡の当時胎児であったものが出生した場合における前項第2号又は第3号の規定の適用については、当該子は、その母が当該特定犯罪死亡者の死亡の当時主として当該特定犯罪死亡者の収入によって生計を維持していた場合にあっては同項第2号の子と、その他の場合にあっては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序による。この場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母

を後にする。

- 4 特定犯罪死亡者を故意に死亡させ、又は特定犯罪死亡者の死亡前に、その死亡により遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、当該特定犯罪死亡者に係る遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。
- 5 特定犯罪死亡者（第7条の規定による重症病見舞金の支給を受けた者で当該支給に係る犯罪行為が発生した日から1年を経過した日以後に当該犯罪行為に起因して死亡したものに限る。）に係る第1項各号に掲げる者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。
- 6 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合において、市長が第7条に規定する額の全額をその1人に支給したときは、当該同順位の遺族全員に対して支給したものとみなす。

（見舞金の支給申請）

第10条 見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

（見舞金の支給制限）

第11条 市長は、次のいずれかに該当するときは、見舞金の支給をしないことができる。

- (1) 特定犯罪被害者等がその犯罪被害に係る犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪被害の発生につき当該特定犯罪被害者等にもその責に帰すべき行為があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特定犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない場合として規則で定める場合に該当するとき。

(見舞金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者に対し、既に支給した見舞金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(日常生活の支援)

第13条 市は、第7条の規定による見舞金の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)で規則で定める要件を満たすものに対し、規則で定めるところにより、家事援助(衣類の洗濯、住居の掃除その他市長が別に定める日常生活上必要な行為に関する援助をいう。)、一時預かり保育(児童の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の監護を行う者をいう。以下同じ。))の傷病、保護者の育児に係る負担の軽減等のため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所その他これに準ずる施設において一時的に当該児童に対して行われる保育をいう。)に要する費用の一部の助成その他の必要な支援(以下「日常生活の支援」という。)を行うものとする。

2 第10条の規定は、日常生活の支援を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第2項中「の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年」とあるのは、「が発生した日から1年」と読み替えるものとする。

(日常生活の支援の中止等)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により日常生活の支援を受けた者があるときは、当該者に係る日常生活の支援を中止し、又は当該者に対し、日常生活の支援に要した費用の全部又は一部を支払わせることができる。

(居住安定の支援)

第15条 市は、受給資格者で犯罪被害により当該犯罪被害が発生した際に居住していた住居に居住し続けることが困難になったもの(規則で定める要件を満たす者に限る。)に対し、規則で定めるところにより、当該犯罪被害が発生した日以後に転居した場合におけるその転居

後の住居に係る家賃又はその転居に要した費用の一部の助成その他の必要な支援（以下「居住安定の支援」という。）を行うものとする。

- 2 第10条の規定は居住安定の支援を受けようとする者について、前条の規定は居住安定の支援について準用する。この場合において、第10条第2項中「の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年」とあるのは、「が発生した日から1年」と読み替えるものとする。

（市民等の理解の推進）

- 第16条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮その他犯罪被害者に対する支援の重要性等について市民等の理解を深めるため、講演会の開催等を通じた犯罪被害者等に対する支援に関する啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

（人材の育成）

- 第17条 市は、犯罪被害者等に対する支援を適切に行うことができる人材の育成及びその資質の向上を図るため、その職員及び関係機関等の業務に従事する者に対する研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

- 第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。